

入 札 説 明 書

目 次

1	工事内容	2
2	競争入札参加資格	2
3	入札参加資格の確認等	2
4	入札書及び工事費内訳書の提出場所等	3
5	入札保証金	3
6	入札金額	4
7	入札の方法	4
8	入札の辞退	4
9	公正な入札の確保	4
10	入札の取りやめ等	4
11	入札の無効	4
12	落札者の決定	5
13	同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定	5
14	契約保証金	5
15	契約の締結	5
16	異議の申立	5
17	本案件に関する質問	5
18	その他	6

(別添1) 設計書

(別添2) 図面

(別添3) 申立書

(別添4) 工事費内訳書

(別添5) 業務実績等証明書

(別添6) 愛知県教育委員会建設工事等電子入札実施要領

(別添7) 工事請負契約書(案)

(別添8) 愛知県公共工事請負契約約款

(別添9) 情報セキュリティに関する特約事項

入 札 説 明 書

1 工事内容

- (1) 工事名
衣台高校校舎改修工事
- (2) 工事内容
設計書（別添１）及び図面（別添２）のとおり
- (3) 工期
契約日の翌日から令和９年２月２６日（金）まで
- (4) 工事場所
衣台高等学校
豊田市太平町平山地内
- (5) 予定価格等
ア 予定価格 金 64,999,000 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 5,909,000 円）
イ 最低制限価格 有
この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定します。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 令和 8・9 年度愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿（建設工事）のうち、「建築工事業」に登録されている者であること。
- (5) 対象工事と同種の工事について一定の施工実績を有すること。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 26 条に定める建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 建設業法第 3 条の規定により、建築工事業について一般又は特定建設業の許可を受けていること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により送信（申立書（別添 3）を添付）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 確認申請書の提出期間等
令和 8 年 10 月 1 日（木）午前 8 時から令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時までの間に、確認申請書（申立書（別添 3）を添付）を電子入札システムにより送信すること。

また、2 (6) にかかる配置予定の技術者を証する書類の写しを書面にて提出すること。

(3) 提出書類に関する注意事項

入札希望者は、県が提出書類について説明を求めたときには、速やかにこれに応じなければならない。

(4) 確認結果の通知方法

入札希望者に対して、令和 8 年 10 月 13 日（火）までに入札参加資格の有無を電子入札システムにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、令和 8 年 10 月 14 日（水）正午までに、愛知県教育委員会財務施設課整備第二グループへその旨を記した書面を持参により提出すること。

4 入札書及び工事費内訳書（別添 4）の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県教育委員会財務施設課整備第二グループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（郵便番号 460-8534）
電 話 (052) 954-6764（整備第二グループ）
ファクシミリ (052) 954-6960

(2) 入札期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）午前 10 時から令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時まで
（電子入札システムの稼動時間は、日曜日、土曜日、休日を除く午前 8 時から午後 8 時まで）

(3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 16 日（金）午前 10 時から
愛知県教育委員会財務施設課（愛知県西庁舎 9 階）
なお、開札は当該入札業務に関係のない職員の立会いの上で行う。

5 入札保証金

(1) 入札参加者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、指定された日時に納めなければならない。

ただし、財務規則第 152 条の 3（入札保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(2) 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金納付の免除理由が県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(3) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対して契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては、入札終了後に還付する。

(4) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

(5) 入札保証金の納付日時及び納付場所

令和 8 年 10 月 15 日（木）午前 9 時から午前 9 時 30 分まで
愛知県教育委員会財務施設課（愛知県西庁舎 9 階）

(6) 入札保証金の免除

入札希望者が入札保証金の納付の免除を受けようとする場合、入札保証保険証券又は業務実績等証明書（別添 5）を令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時まで（必着）に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、愛知県教育委員会財務施設課へ提出すること。

< 提出先 > 愛知県教育委員会財務施設課整備第二グループ

名古屋市中区三の丸 3-1-2（郵便番号 460-8534）

なお、持参による場合は、日曜日、土曜日、休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

の間とする。確認結果については、提出した者に対して令和 8 年 10 月 14 日（水）までに通知する。

【 参考 愛知県財務規則第 152 条の 3 】

（入札保証金の納付の免除）

第百五十二条の三 契約担当者は、契約の締結にあたり一般競争入札の方法による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 入札に参加しようとする者が政令第百六十七条の五の規定により知事が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認めるとき。

6 入札金額

- (1) 入札参加者は、本件調達に係る一切の経費を含めた契約金額を見積もること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の方法

- (1) この入札は、電子入札システムにより実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。
なお、電子入札により難しい場合は、事前に県の承認を得て、紙により入札に参加することができる。
- (2) 詳細な入札方法は、愛知県教育委員会建設工事等電子入札実施要領（別添 6）によるものとする。

8 入札の辞退

入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより、入札辞退届を送信するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、開札予定日時までに書面により辞退届を提出するものとする。

9 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

10 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札
- (6) 記名のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

12 落札者の決定

入札書に記載した総額が、財務規則第 153 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじで落札候補者を決定する。
- (2) 紙入札参加者は、入札書に電子くじの番号（任意の 3 桁の数字）を記載して提出するものとする。
なお、入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、「9 9 9」と記載されたものとみなす。

14 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に、財務規則第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。

ただし、財務規則第 129 条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。
- (3) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

16 異議の申立

入札をした者は、入札後、入札説明書、工事請負契約書（案）（別添 7）及び添付書類についての不明、及び履行場所の状況等の不明・未確認を理由として異議を申し立てることはできない。

17 本案件に関する質問

工事の内容等に疑義のある場合及び疑義の有無に係わらず他の質疑者の質疑回答書の送付を希望する場合は、任意様式（回答欄を設けたもの）に記入し、下記の提出日時までにメールまたはファクシミリで送信すること。また、送信した旨を下記担当者へ連絡すること。

なお、質疑がなく他の質疑者の質疑回答書の送付も希望しない場合は、送信は不要であること。

提出日 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時まで

担当者 愛知県教育委員会財務施設課 整備第二グループ（笠井）

電 話 （０５２）９５４－６７６４（ダイヤルイン）

ファクシミリ （０５２）９５４－６９６０

メール zaimusisetsu@pref.aichi.lg.jp

上記質問に対する回答は、質問書受領後速やかに行う。

なお、回答書は、令和8年10月9日（金）から令和8年10月13日（火）まで愛知県教育委員会財務施設課において閲覧に供する。

併せて、電子入札システムの入札情報サービスにて公開する。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札説明書、工事請負契約書（案）及び添付書類を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則を熟知して、入札しなければならない。
- (3) 談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (4) 暴力団の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において、契約の相手方としない措置を講ずることがある。
- (6) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。
- (7) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがある。
- (8) この契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は下請契約等の解除を求めることがある。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。